六㈠ 地方税減収補塡債償還費	地方税の減収補塡のため平成十七年度から令和六年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額
㈠～⑲ ［略］	［削る］
⑳ 令和六年度減収補塡債	⑳ 令和六年度において発行について同意又は許可を得た財源対策債（以下この表及び別表第一において「令和六年度財源対策債」という。）
七㈠ 財源対策債償還費	平成十七年度から令和六年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額
㈠～⑲ ［略］	［削る］
⑳ 令和六年度において発行について同意又は許可を得た財源対策債（以下この表及び別表第一において「令和六年度財源対策債」という。）	
八㈠ 減税補塡債償還費	個人の道府県民税に係る特別減税等による平成十七年度及び平成十八年度の減収を補塡するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた
㈠・㈡ ［略］	［削る］
㈢ 平成十六年度減収補塡債	地方税の減収補塡のため平成十六年度から令和五年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額
㈡～⑳ ［同上］	［新設］
五㈠ 地方税減収補塡債償還費	地方税の減収補塡のため平成十六年度から令和五年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額
㈠ 平成十六年度において発行を許可された財源対策債（以下この表及び別表第一において「平成十六年度財源対策債」という。）	
㈡～⑳ ［同上］	［新設］
六㈠ 財源対策債償還費	平成十六年度から令和五年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額
㈠ 平成六年度減税補塡債	個人の道府県民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度までの各年度及び平成十六年度から平成十八年度までの各年度の減収を補塡するため当
㈡ 平成七年度減税補塡債	
㈢ 平成八年度減税補塡債	
㈣ 平成十六年度減税補塡債	
㈤・㈥ ［同上］	
七㈠ 減税補塡債償還費	
㈠・㈡ ［略］	
㈢ 平成十六年度減収補塡債	
㈡～⑳ ［同上］	